

# 高砂市議会定例会議案

事件議案・条例議案Ⅱ

令和6年3月

# 目 次

ページ

|        |   |    |
|--------|---|----|
| 高議第3号  | 市道路線の認定について   | 1  |
| 高議第4号  | 市道路線の変更について   | 3  |
| 高議第5号  | 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について   | 5  |
| 高議第6号  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて | 7  |
| 高議第7号  | 高砂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて                                       | 11 |
| 高議第8号  | 高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び高砂市企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて                       | 13 |
| 高議第9号  | 高砂市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて  | 17 |
| 高議第10号 | 高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて   | 19 |
| 高議第11号 | 高砂市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて   | 23 |
| 高議第12号 | 高砂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて                               | 27 |
| 高議第13号 | 高砂市立高砂児童学園条例の一部を改正する条例を定めることについて  | 37 |
| 高議第14号 | 高砂市市営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて   | 39 |
| 高議第15号 | 高砂市水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて                            | 41 |
| 高議第16号 | 高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて   | 43 |
| 高議第17号 | 高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて  | 45 |
| 高議第18号 | 高砂市消防手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて  | 47 |

高議第3号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定するものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## (伊保地区)

| 整理番号 | 路線名     | 起<br>終        | 点<br>点 |
|------|---------|---------------|--------|
| 1    | 伊保586号線 | 梅井一丁目2058-11  | 番地先    |
|      |         | 梅井一丁目2058-6   | 番地先    |
| 2    | 伊保587号線 | 伊保崎一丁目1712-5  | 番地先    |
|      |         | 伊保崎一丁目1700-21 | 番地先    |
| 3    | 伊保588号線 | 中島二丁目201-3    | 番地先    |
|      |         | 中島二丁目543-1    | 番地先    |
| 4    | 伊保589号線 | 竜山一丁目18-128   | 番地先    |
|      |         | 竜山一丁目18-139   | 番地先    |

## (曾根地区)

| 整理番号 | 路線名     | 起<br>終         | 点<br>点 |
|------|---------|----------------|--------|
| 5    | 曾根255号線 | 曾根町字中濱2760-127 | 番地先    |
|      |         | 曾根町字中濱2760-120 | 番地先    |
| 6    | 曾根256号線 | 曾根町字松東751-8    | 番地先    |
|      |         | 曾根町字松東752-6    | 番地先    |

## (米田地区)

| 整理番号 | 路線名     | 起<br>終        | 点<br>点 |
|------|---------|---------------|--------|
| 7    | 米田289号線 | 米田町米田字坪内700-8 | 番地先    |
|      |         | 米田町米田字坪内700-3 | 番地先    |

高議第4号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道の路線を次のとおり変更するものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## (荒井地区)

| 整理番号 | 新旧の別 | 路線名    | 起<br>終        | 点<br>点 |
|------|------|--------|---------------|--------|
| 1    | 旧    | 荒井64号線 | 荒井町東本町130街区3  | 番地先    |
|      |      |        | 荒井町東本町948-11  | 番地先    |
|      | 新    |        | 荒井町東本町1065-13 | 番地先    |
|      |      |        | 荒井町東本町12-12   | 番地先    |

## (伊保地区)

| 整理番号 | 新旧の別 | 路線名     | 起<br>終       | 点<br>点 |
|------|------|---------|--------------|--------|
| 2    | 旧    | 伊保499号線 | 伊保東二丁目452-14 | 番地先    |
|      |      |         | 伊保東二丁目447-1  | 番地先    |
|      | 新    |         | 伊保東二丁目452-14 | 番地先    |
|      |      |         | 伊保東二丁目433-2  | 番地先    |

## (米田地区)

| 整理番号 | 新旧の別 | 路線名    | 起<br>終     | 点<br>点 |
|------|------|--------|------------|--------|
| 3    | 旧    | 米田56号線 | 米田町米田710-1 | 番地先    |
|      |      |        | 米田町米田17-1  | 番地先    |
|      | 新    |        | 米田町米田710-1 | 番地先    |
|      |      |        | 米田町米田17-1  | 番地先    |

## (北浜地区)

| 整理番号 | 新旧の別 | 路線名    | 起<br>終     | 点<br>点 |
|------|------|--------|------------|--------|
| 4    | 旧    | 北浜87号線 | 北浜町西浜171-1 | 番地先    |
|      |      |        | 北浜町西浜144-7 | 番地先    |
|      | 新    |        | 北浜町西浜183-1 | 番地先    |
|      |      |        | 北浜町西浜144-7 | 番地先    |

高議第5号

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減  
及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6年4月1日付けで丹波少年自然の家事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合格約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「3年」を「4年」に改める。

別表第1号表中「、丹波少年自然の家事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。



高議第6号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年高砂市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の当該事務の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第2の1の項を次のように改める。

|      |  |  |
|------|--|--|
| 1 削除 |  |  |
|------|--|--|

別表第2の2の項中「生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報」を「外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報」に改め、同表の5の項中「生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表の6の項中「保健指導」を「相談、支援、保健指導」に、「又は費用の徴収」を「費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施」に改め、「又は地方税関係情報」を削り、同表の11の項中「障害者関係情報」の次に「健康保険法等資格者等関係情報」を加え、同表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、その次に次のように加える。

3 地方税関係情報 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

別表第2中備考4を削り、備考5を備考4とし、その次に次のように加える。

5 介護保険給付等関係情報 介護保険法（平成9年法律第123号）によ

る保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報  
別表第2中備考17を備考18とし、備考10から備考16までを備考11から  
備考17までとし、備考9の次に次のように加える。

10 健康保険法等資格者等関係情報 健康保険法(大正11年法律第70号)、  
船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28  
年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、  
国民健康保険法、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)  
又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する  
情報

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関  
する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行  
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の1の項、2の項及び5の項の改正規定並びに同表の6の項の改  
正規定(「又は地方税関係情報」を削る部分に限る。) 公布の日
- (2) 別表第2の6の項の改正規定(「又は地方税関係情報」を削る部分を除  
く。) 令和6年4月1日
- (3) 別表第2の11の項の改正規定及び同表の備考の改正規定 令和6年12  
月2日



高議第7号

高砂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第 号

高砂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

高砂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年高砂市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「定めて任用される職員」の次に「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用される職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び高砂市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成17年高砂市条例第47号）第2条又は第3条の規定により採用される職員を除く。）」を加え、同項第2号中「非常勤職員」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加え、同項第3号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 高砂市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年高砂市条例第18号)附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の高砂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

高議第8号

高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び高砂市企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び高砂市企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び高砂市企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年高砂市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第7条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第18条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第19項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。



(高砂市企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 高砂市企業職員の給与に関する条例(昭和32年高砂市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第3項中「第13条、第15条」を「第13条から第15条まで」に改め、「、第16条の3ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定(高砂市職員の育児休業等に関する条例(平成4年高砂市条例第6号)第7条第1項の改正規定に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 次項の規定による改正後の高砂市職員の育児休業等に関する条例第7条第1項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(高砂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 高砂市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第18条第1項」の次に「(高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年高砂市条例第8号)第7条第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削り、「6箇月」を「6か月」に改め、同条第2項中「第19条第1項」の次に「(高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の2第1項及び第18条の2第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「6箇月」を「6か月」に改める。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。



高議第9号

高砂市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市手数料条例の一部を改正する条例

高砂市手数料条例（昭和34年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の13の項の次に次のように加える。

|          |   |         |
|----------|---|---------|
| 13の<br>2 | 介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査                    | 14,000円 |
| 13の<br>3 | 介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 | 7,000円  |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高議第10号

高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第 号

### 高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高砂市国民健康保険条例（昭和34年高砂市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第16条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第18条の見出し及び同条中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の7.12」を「100分の7.44」に改め、同条第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「30,834円」を「31,662円」に改め、同条第3号ア中「19,976円」を「20,752円」に改め、同号イ中「一般

被保険者」を「被保険者」に、「(以下」を「(ウにおいて」に、「。以下「」を「。第18条の6の5第3号イにおいて「」に改め、同号ウ中「一般被保険者」を「被保険者」に、「以下」を「第18条の6の5第3号ウにおいて」に改める。

第18条の2から第18条の5までを次のように改める。

第18条の2から第18条の5まで 削除

第18条の6中「又は第18条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第22条第1項並びに第22条の4第1項及び第2項において同じ。)」を削る。

第18条の6の2の見出し及び同条中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第18条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第18条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第18条の6の5の見出し及び同条中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の2.85」を「100分の3.05」に改め、同条第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「11,986円」を「12,652円」に改め、同条第3号ア中「7,766円」を「8,292円」に改める。

第18条の6の6から第18条の6の9までを次のように改める。

第18条の6の6から第18条の6の9まで 削除

第18条の6の10中「又は第18条の6の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第22条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項並びに第22条の4第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項において同じ。)」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第18条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第18条の10第1号中「100分の2.69」を「100分の2.75」に改め、同条第2号中「14, 101円」を「14, 172円」に改め、同条第3号中「6, 883円」を「7, 100円」に改める。

第21条第1項中「、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の6」を「若しくは第18条の6の3」に改め、「若しくは第18条の4」を削り、同条第2項中「、第18条の2、第18条の6の3、第18条の6の6」を「若しくは第18条の6の3」に改め、「若しくは第18条の4」を削る。

第22条第1項中「又は第18条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5, 000円」に改め、同項第3号中「53万5, 000円」を「54万5, 000円」に改め、同条第3項中「又は第18条の2」及び「又は第18条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第18条の2」を削る。

第22条の3第1項及び第2項第1号中「又は第18条の4」を削り、同条第3項中「又は第18条の4」及び「又は第18条の6の8」を削る。

第22条の4第1項及び第2項中「又は第18条の2」を削り、同条第3項中「又は第18条の2」及び「又は第18条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第18条の2」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。



高議第11号

高砂市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第 号

### 高砂市介護保険条例の一部を改正する条例

高砂市介護保険条例（平成12年高砂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,400円」を「32,210円」に改め、同項第2号中「49,560円」を「48,490円」に改め、同項第3号中「53,100円」を「48,850円」に改め、同項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ及び第10号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「130,980円」を「134,520円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第13号中「141,600円」を「148,680円」に改め、同号ア中「600万円以上800万円」を「520万円以上620万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第14号中「148,680円」を「162,840円」に改め、同号ア中「800万円以上1,000万円」を「620万円以上720万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第16号イ」を加え、同項第15号中「155,760円」を「184,080円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 169,920円

ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 177,000円

ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各

号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,240円」を「20,170円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「35,400円」を「34,330円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「49,560円」を「48,490円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に、「第14号まで」を「第16号まで」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。



高議第12号

高砂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例  
等の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例等の一部を  
改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例  
等の一部を改正する条例

(高砂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 高砂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例(平成24年高砂市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第3条の24第11項」を「第3条の24第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 省令第3条の22第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第9条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 省令第10条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第9条の4第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 省令第26条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第9条の4の4第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、

同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 省令第26条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第9条の6第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 省令第40条の8第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第12条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 省令第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第15条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第17条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第18条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第20条に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。



- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第21条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第24条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条中「協力病院及び協力歯科医療機関」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第24条に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておかななければならない。

第25条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第27条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条中「協力病院及び協力歯科医療機関」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入居者の病状が急変した場合等において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第27条に次の5項を加える。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておかななければならない。

第28条第2項第2号から第6号まで並びに第31条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

(高砂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 高砂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例(平成24年高砂市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 省令第42条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第11条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第13条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を

定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
  - 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
  - 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
  - 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第14条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

(高砂市指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 高砂市指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例（平成26年高砂市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第2条」を「第3条」に改める。

第7条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 省令第30条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(高砂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 高砂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例（平成30年高砂市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 省令第13条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の高砂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例第24条第1項及び第27条第1項の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。



高議第13号

高砂市立高砂児童学園条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市立高砂児童学園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市立高砂児童学園条例の一部を改正する条例

高砂市立高砂児童学園条例（昭和39年高砂市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第3条の2第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



高議第14号

高砂市市営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市市営住宅条例の一部を改正する条例

高砂市市営住宅条例（平成9年高砂市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ク（イ）中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「おいて」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高議第15号

高砂市水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高砂市水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年高砂市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高議第16号

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高砂市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年高砂市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

高議第17号

高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定める  
ことについて

高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める  
ものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第 号

### 高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

高砂市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高砂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた高砂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。



高議第18号

高砂市消防手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第 号

### 高砂市消防手数料条例の一部を改正する条例

高砂市消防手数料条例（平成12年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表3の項(5)ア中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同項(5)イ中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同項(5)ウ中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同項(5)エ中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同項(5)オ中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同項(5)カ中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同項(5)キ中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同項(5)ク中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。